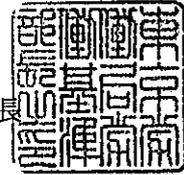


一般社団法人 東京建設業協会 会長 殿

東京労働局労働基準部長



建設工事現場における労働災害防止対策の徹底について(要請)

平素より、建設業における労働災害防止対策の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東京労働局管内の建設業における労働災害発生状況については、皆様のご努力により、昨年は一昨年と比較して死亡災害、休業 4 日以上之死傷災害ともに増加に歯止めをかけることが出来ましたが、今後の工事量の増加やこれに伴う技能労働者の不足の影響により、今後の労働災害の増加が懸念されるところです。

このような状況を踏まえ、東京労働局においては、第 1 2 次東京労働局労働災害防止計画を本年 4 月からスタートさせ、「Safe Work TOKYO」をキャッチフレーズに「官民一体」となった取組を推進しているところであり、特に建設業については重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種として位置づけ、建設業における死亡災害を過去最少の 20 人を下回ることを小目標としております。

しかしながら、本年の労働災害の状況を見ると、7 月に一酸化炭素中毒により 2 名の方が死亡する災害が発生したほか、9 月以降も死亡災害が多発している状況にあります。

また、11 月 14 日現在の死亡者数 22 名のうち 10 代、20 代の若年労働者が 9 名を占めており、災害内容をみると、安全に作業を進めるための教育が不足していることがうかがわれる事例もあります。

貴団体におかれましても、このような状況を厳粛に受け止めていただき、年末・年始、更に年度末に向け、自主的な労働災害防止活動の取組強化を図るとともに、会員事業場に対し、下記事項について周知し、労働災害の防止に万全を期していただきますよう要請します。

記

1 基本的対策

(1) 統括管理の徹底

建設現場は、複数の事業者が混在して各種の作業を行うことを常態としているため、現場巡視をはじめ、労働安全衛生法第 30 条第 1 項に掲げる措置の徹底を図ること。

(2) 各段階に応じた安全衛生教育の徹底

死亡災害が頻発している若年労働者を始めとする、作業員に対する雇入れ時教育、新規入場者教育はもとより、職長・安全衛生責任者等に対する教育等各段階に応じた安全衛生教育の徹底を図ること。

特に、建設現場における労働災害防止対策のキーマンとなる職長・安全衛生責任者に対しては、若年労働者をはじめ、建設業に不慣れな者を使用して作業を行うことを前提とした管理を始め、必要に応じ、再教育を実施すること。

※新規に建設業に就業した労働者に対して教育を実施する場合には、東京労働局で開催した「建設業新規就業者労働災害防止講習会(6 月)」の資料等を東京労働局 HP で公開しているので参考としてください。(東京労働局 HP Safe Work TOKYO マークをクリックしてください。)

(3) 工事の計画段階における安全衛生の確保

リスクアセスメントの適切な実施により、工事の計画段階において作業に伴うリスクを除去・低減すること。

(4) 適切な作業方法に基づく作業の実施

上記(3)において検討した工事計画に沿った適切な作業方法を定め、これに基づく作業を徹底すること。

(5) 安全意識の高揚と関係者によるコミュニケーションの強化

「安全宣言」活動の推進、「安全表彰」の実施、「Safe Work TOKYO」を旗印とした安全衛生活動の活性化等により、建設現場全体の安全意識の高揚を図ること。また、これらの活動を通じた関係事業者及び労働者相互のコミュニケーションの強化に努めること。

(6) KY活動の活性化

朝礼実施後に行われる危険予知活動の危険要因の洗い出しにおいては、当日実施する作業内容や手順を検討し、災害要因を掘り下げて洗い出すなど工夫すること。また、危険予知活動とリスクアセスメントについての違いについて認識し、(3)のリスクアセスメントの充実の上にKY活動を行うこと。

## 2 墜落・転落災害防止対策

(1) 高所作業自体を除去・低減するための計画的取組の推進

死亡災害に占める「墜落・転落」災害の占める割合が高いことを踏まえ、上記1(3)のリスクアセスメントの実施に当たっては、高所作業自体の除去・低減に努めること。

(2) 「墜落・転落」を防止するための設備的対策の徹底

墜落防止措置については、「手すり」の設置などの設備的対策によることを原則とし、点検等の適切な実施により、その維持・管理の徹底を図ること。

(3) 個人用保護具の適切な使用

設備的対策を講ずることが困難な場合や、設備的対策を講じてもなお、墜落によるリスクがある場合については、「安全帯」等の個人用保護具の使用を徹底すること。また、屋根上での作業や足場の組立・解体作業等の墜落によるリスクが高い作業においては、「ハーネス型安全帯」を積極的に採用すること。

(4) 不安全行動の排除

適切な墜落防止措置を講じた場合であっても、「手すりを乗り越える」等の不安全行動は災害に直結するため、労働者に対する教育や現場巡視の徹底等により、現場全体で不安全行動を排除するよう努めること。

## 3 一酸化炭素中毒・酸欠・硫化水素中毒等の災害防止対策

(1) 換気の実施・警報装置の活用

自然換気が不十分な作業場所において内燃機関の使用を原則禁止するとともに、やむを得ず使用する場合には確実に換気を行うこと。

また、作業中のガス濃度の上昇に直ちに対応出来るように警報装置付の測定器により継続的に濃度測定を行うこと。

(2) 作業主任者の選任・特別教育修了者による作業

酸素欠乏危険場所や硫化水素の発生のおそれのある場所で作業を行う場合には、作業主任者の

選任とともに、作業に従事する者は特別教育修了者を充てることを徹底すること。

なお、上記の者には、一酸化炭素中毒による危険についても、同封の参考資料に掲げた事例等を活用して周知を図ること。

#### 4 木造家屋（低層）建築工事業の災害防止対策

休業 4 日以上災害において、墜落・転落災害及び切れ・こすれ災害で全災害の約 7 割を占めている状況にあるため下記項目について対策を講じること。

##### (1) 墜落災害防止対策

墜落防止措置を講じた足場等の設置、作業床の設置、安全ネットの設置、安全帯の使用（親網の設置）、保護帽の着用について徹底を図ること。

##### (2) 切れ・こすれ災害の防止対策

丸のこ等電動工具の適正な使用（安全カバーの確実な使用）の徹底を図ること。

#### 5 交通労働災害の防止対策

現場通勤時における交通事故での死亡災害が本年 3 件（4 名死亡）発生していることから下記項目について対策を講じること。

##### (1) 運転者の疲労防止対策

通勤車両の運転者については、疲労による交通労働災害を防止するため、自動車の運転以外の勤務の軽減等について配慮すること。

##### (2) 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守

工事現場への各種運送時の交通事故防止、工事現場における重機や車両による接触事故の防止対策とともに、会社と現場間の移動や通勤時の交通事故防止に対しても「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく管理や安全教育、意識高揚対策を実施すること。

#### 6 その他の事項について

##### (1) はしご等による災害の防止

休業 4 日以上災害において、はしご等（はしご・脚立・可搬式作業台・踏台）を起因とする災害が多発している（平成 25 年 10 月末現在 121 人）ことから、はしご等の正しい使用方法による作業の徹底を図ること。

##### (2) 金属材料による切傷等の防止について

休業 4 日以上災害において、金属材料（単管・建築部材等）の鋭利な部分による切傷や部材に挟まれることにより手や足を負傷する災害が多い（平成 25 年 10 月末現在 90 人）ことから、金属材料を取り扱う際の切傷防止保護具の使用、建築部材移動の際の作業手順の検討などの徹底を図ること。

- |        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 同封参考資料 | 1 東京における建設業死亡災害事例（平成 25 年分） |
|        | 2 平成 25 年死亡災害発生状況（対前年比較）    |
|        | 3 建設業における一酸化炭素による中毒事例       |



お問い合わせ先

東京都千代田区九段南 1-2-1

九段第三合同庁舎 13 階

東京労働局労働基準部安全課 長澤

(03)3512-1615

東京における建設業死亡災害事例(平成25年分)

番号	月日	業種	職種	事故の型	発生状況の概要	請負 回数
			年齢 経験	起因物		
1	1月	建築工事業	土工	はさまれ・ 巻き込まれ	集合住宅新築工事の外構工事において、ドラグショベル(0.1m <sup>3</sup> )使用により既存U字溝の撤去作業中、U字溝をアームに玉掛けし、地上に引きずり出そうとしたところ、ドラグショベルが転倒し、補助作業を行っていた被災者がアームと地面との間に挟まれた。同日、搬送先の病院で死亡が確認されたもの。	2
			10歳代			
			1年以上5年未満	掘削用機械		
2	1月	その他の建設	作業者・技能者	墜落・転落	焼却炉に設置した廃熱ボイラーの水管に付着した灰をサンドブラストで取り除く作業にて、労働者1名が炉内から外に出るために足場を移動していたところ、足場昇降用のタラップの開口から約3メートル下に墜落し、下部に設置された灰を搬出するためのスクリーコンベアに巻き込まれ死亡したものの。	1
			40歳代	足場		
			1年未満			
3	1月	木造家屋 建築工事業	板金工	墜落・転落	木造家屋の雨どい等部材の取り付け作業に際して、2階屋根の端部(高さ約5.5m)から墜落したものの。	1
			60歳代	屋根		
			50年以上			
4	2月	その他の建設業	電工	交通事故	鉄道踏切付近で、ATC装置新設のため不要になったケーブルを撤去する工事において、通過電車が進入し、退避が遅れた被災者が当該電車に接触し、被災したものの。	1
			30歳代	鉄道車両		
			1年以上5年未満			
5	5月	建築工事業	作業者・技能者	飛来・落下	建設工事現場において、型枠支保工として使用するパイプサポート32本を現場に設置しているタワークレーンで1階部分から上部作業場所まで吊り上げたところ、高さ15m位の位置で、17本分の内管が抜けて落下し、付近を通行していた被災者を直撃したものの。	2
			60歳代	荷		
			30年以上35年未満			
6	5月	上下水道工 事業	トンネル作業イン	有害物等との 接触	既設水路と下水本管を接続するための直径800mmの鋼管の中で、鋼管推進作業中に遭遇した地中障害物の探針を行っていたところ、意識を失い、その後救出され病院に搬送されたが、死亡したものの。(死因は急性硫化水素中毒)	2
			30歳代	異常環境等		
			1年未満			
7	6月	建築設備工 事業	電工	飛来・落下	既存建物内の設備用の電源ケーブルを敷設するため、電源ケーブルを11階から設備のある1階に降ろしていたところ、1階天井(階高7m)付近に電線の先端が達したときに、ケーブル全体の重みにより11階部分に設置していたケーブルドラムが移動して、被災者に激突したものの。	3
			20歳代	送配電線等		
			1年未満			
8	6月	その他の建設工事業	とび工	交通事故(道路)	新築建設工事現場に向かうため、一次下請事業場に集合したのちにワンボックスカーに6名が乗車して、東北自動車道を走行中、右後輪が破裂したはずみに、高速道路左脇の支柱に衝突したものの。	2
			10歳代	乗用車等		
			1年以上5年未満			
9	6月	その他の建設工事業	左官	墜落・転落	地上11階建て建物の新築工事において、可搬式作業台(高さ1.8m)を使用して2階躯体の下り壁の補修作業を行っていたところ、バランスを崩し可搬式作業台に倒れ、コンクリート床面に墜落したものの。	1
			60歳代	はしご等		
			45年以上50年未満			
10	6月	その他の建設工事業	建設工	墜落・転落	被災者は、高さ2.4mの脚立を用いて、高さ1.7mの踏板部分に乗り、高さ3.3mの天井付近に固定されていた排水管を切断し、取り外す作業中に、固定されていた金具から取り外した排水管を床面に降ろすため、踏板を一段おりた際に足を踏み外し、この排水管を抱きかかえるような姿勢で約1.4m墜落したものの。	2
			40歳代	はしご等		
			1年以上5年未満			
11	6月	建築工事業	建設業	崩壊・倒壊	クライミングクレーン(吊り上げ荷重1.06トン)により型枠パネル(約300キログラム)の吊上げ作業をしていたところ、当該クレーンのジブが折れ曲がった際、吊荷が降下し、吊荷の下敷きとなった労働者1名が死亡、1名が負傷したものの。	2
			50歳代	クレーン		
			20年以上25年未満			
12	7月	建築工事業	建設業	墜落・転落	新築建物内に設置するエスカレーターの調整のため、被災者は地下2階部分のエスカレーター乗降口付近で内部の作業を行っていた。当該エスカレーターは、調整作業のため踏み段が5枚取り外されており、被災労働者はその部分からエスカレーター内部(深さ最大85cm)に転落し、作動していた当該エスカレーターに身体を巻き込まれ死亡したものの。	4
			20歳代	その他の 動力運搬機		
			1年以上5年未満			

番号	月日	業種	職種	事故の型・ 起因物	発生状況の概要	請負 次数
			年齢 経験			
13 14	7月	その他の土 木工事業	解体工	有害物等との 接触	被災者は解体中のアパートの1室において、昼食時、台所付近に置いた可搬式の発電機(燃料:ガソリン)にエアコンを接続し、エアコンを稼働させ、休息していた。 午後4時頃、下請の労働者が排気ガスのような臭いのする同室内において、横たわっている被災者らを発見し、病院に搬送したが、死亡が確認された。室内は玄関ドアも窓もすべて閉められ、密閉状態だったことから、被災者らは発電機から発生した一酸化炭素による中毒で、死亡したものと推測される。	1
			20歳代・30歳代			
			1年以上5年未満 5年以上10年未満			
15	9月	電気通信 工事業	電工	感電	被災者は、建物屋上に設けられた高圧受電設備のキュービクル裏で仰向けに倒れていたところを、停電の復旧にあっていた作業員に発見された。 キュービクルの扉が開いたまま、高圧の充電部分を覆うアクリル板も外されており、充電部分及び被災者の手に焼け焦げたあとがあることから、感電したものと推定される。	2
			20歳代			
			1年以上5年未満	電力設備		
16	9月	その他の建 設工事業	とび工	墜落・転落	被災者は、東面・南面の枠組足場(600枠)11層目を組立てするため、ウインチで荷揚げされた足場材の運搬と組立て作業を行っていた。 運搬のため足場上(作業床幅50cm)を往来していたところ、壁つなぎ用アンカーの打設作業を行っていた作業者の背後を通過しようとした際に、足場上から墜落・転落したものと(墜落高さ19m)。	4
			20歳代			
			1年以上5年未満	足場		
17	9月	その他の建 設工事業	防水工	交通事故(道 路)	被災者3名は横浜市にある事業場へ集合し、トラック(社用車)で世田谷区にある現場へ向かう途中の有料道路において、左カーブを走行中、道路左側にあるガードレールに衝突し、運転手が車外へ投げ出されて死亡し、残り2名は負傷した。	2
			20歳代			
			5年以上10年未満	トラック		
18	9月	その他の建 設工事業	防水工	墜落・転落	屋根の上での防水工事において、雨漏りする箇所を探していたところ、足下の明かり取り(建物内に日光を取り入れるために屋根に取り付けられた透明な板)を踏み抜き、約5メートルの高さから墜落したものと。	元
			40歳代			
			5年以上10年未満	屋根		
19	10月	建築設備 工事業	とび工	墜落・転落	マンション改修工事において、外部足場解体作業中に、被災者は足場の9段目(高さ約14m)で、10段目にいた2名の作業者が足場板の隙間から降ろした下さんの受け取り作業を行っていたが、作業の過程で地上部分へ墜落したものと。	3
			10歳代			
			1年以上5年未満	足場		
20	10月	鉄骨鉄筋コ ンクリート 造家屋建築 工事業	解体工	墜落・転落	ビル解体工事現場において、6階床部分で什器類を床に開けられた「ダメ穴」から1階部分に落とす作業中にダメ穴から約13.6m下の1階部分まで墜落したものと。	3
			50歳代			
			30年以上35年未満	開口部		
21 22	10月	鉄骨鉄筋コ ンクリート 造家屋建築 工事業	型枠大工	交通事故(道 路)	江戸川区の建設現場に向かうため、職長宅に集合後、乗用車にて現場に移動中、運転手が居眠りをいしまいセンターラインを越え、対向車に衝突したもの。運転手及び同乗者2名が被災したもの。(運転手休業10日・同乗者2名死亡)	2
			40歳代・60歳代			
			20年以上25年未満 35年以上	乗用車		
22						
23						
24						
25						

# 平成25年死亡災害発生状況(対前年比較)

平成25年11月14日 現在

現在	39人
前年同期	61人

## 平成25年死亡災害発生状況 (11月14日 現在)

業種別

東京労働局 労働基準部安全課

	製造業	建設業	土木工 事業	建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	その他 の建設 業	運輸交 通業	道路貨 物運送 業	貨物取 扱業	商業	卸小売 業	保健衛 生業	接客娛 楽業	飲食店	清掃と 畜業	ビルメ ン業	その他 の三次 産業	金融業	警備業	その他 (一次 産業)	全産業 合計
本年発生分	3	22	3	14	1	5	0	0	1	1	1	1	1	0	5	0	5	0	2	0	39
前年同期	7	22	5	16	2	1	7	5	1	6	5	0	0	0	4	4	12	0	2	2	61
増減数	-4	0	-2	-2	-1	4	-7	-5	0	-5	-4	1	1	0	1	-4	-7	0	0	-2	-22

(注) 上段は本年11月14日 現在(速報値)  
下段は前年同期(速報値)

## 平成25年死傷災害発生状況 (10月末日 現在)

業種別

東京労働局 労働基準部安全課

	製造業	建設業	土木工 事業	建築工 事業	木造家 屋建築 工事業	その他 の建設 業	運輸交 通業	道路貨 物運送 業	貨物取 扱業	商業	卸小売 業	保健衛 生業	接客娛 楽業	飲食店	清掃と 畜業	ビルメ ン業	その他 の三次 産業	金融業	警備業	その他 (一次 産業)	全産業 合計
本年発生分	512	1,100	170	796	90	134	1,201	690	96	1,073	968	527	603	455	614	437	1,049	75	169	55	6,830
前年同期	597	1,047	198	711	80	138	1,210	698	76	1,181	1,060	546	669	512	559	398	1,101	93	156	51	7,037
増減率(%)	-14.2	5.1	-14.1	12.0	12.5	-2.9	-0.7	-1.1	26.3	-9.1	-8.7	-3.5	-9.9	-11.1	9.8	9.8	-4.7	-19.4	8.3	7.8	-2.9

(注1) 上段は本年10月末日 現在(速報値)  
下段は前年同期(速報値)

(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

建設業における一酸化炭素による中毒事例(東京労働局)(平成23年～)

NO	災害発生日	業種	災害発生状況
1	平成23年1月	その他の建築工事業 (40歳代・休業7日)	機材倉庫内にて発電機2台を点検整備中、発電機に寄り掛った状態で気を失っている被災者が発見されたもの。(発電機は動いている状態であった)調査結果一酸化炭素中毒であることが判明した。
2	平成23年2月	木造家屋建築工事業 (20歳代3名・休業12日)	木造住宅新築工事において2階天井の吹き付け塗装作業を行っていたところ、吹き付け塗装に使用するために1階玄関内に設置したコンプレッサー2台の排気ガスが屋内に充満し、作業員4名が一酸化炭素中毒となった。(内1名は事業主)
3	平成23年3月	道路建設工事業 (20歳代・死亡)	被災者は夜間道路工事の現場監督補助業務をしていたが、前夜9時頃から待機している間に現場付近の路上に会社の車を止め、車内でPCを用い書類を作成していた。PCは資材置き場にあった発電機を車内に持ち込んで電源をとって使用していた。次の日朝、上司が確認しに行ったところ、車内で心肺停止の状態である被災者を発見した。(車内換気については助手席の窓ガラスのみが10cmぐらい開いていた状態であった)
4	平成23年4月	橋梁建設工事業 (50歳代・死亡)	道路の橋脚(鋼製ボックス構造)の内外における腐食補修作業において、被災者は橋脚外面の補修終了後、単独で当該橋脚の吊り足場の清掃作業を行っていた。当日の作業終了後、集合場所に被災者が見当たらないため、同僚が探したところ、当該橋脚の内部で倒れている被災者を発見した。消防隊による救出直後、当該橋脚内部の環境を測定したところ、一酸化炭素濃度測定器のメーターが振り切れている状態であった。
5	平成23年12月	鉄骨・鉄筋コンクリート造 家屋建築工事業 (60歳代・休業4日)	ビル工事現場内にて、内燃機関(ガソリン燃料)を有する床はつり機を使用中に、当該作業員(1名)が気を失って倒れ、病院に搬送された。
6	平成24年3月	鉄骨・鉄筋コンクリート造 家屋建築工事業 (20歳代・休業5日)	改修工事において、被災者は一人で内燃機関式溶接機を窓のない室内に持ち込み、入口を防災シートで養生し、入口付近の溶接作業を行っていた。他の作業員が防災シートの隙間から覗いた際、被災者が倒れているのを発見し、病院に搬送したものの。
7	平成24年3月	鉄骨・鉄筋コンクリート造 家屋建築工事業 (70歳代・休業5日)	閉め切った空室店舗内で、コンクリート床面下のピット内の配管状態の確認をするため、コンクリート床面をガソリンエンジンで駆動するコンクリートカッターで切る作業を行っていたところ、作業開始から約1時間後、元請職員が、作業員2名が意識がもうろうとした様子となっていることに気付き、救急車を要請、作業員2名が救急車で搬送され、一酸化炭素中毒の診断を受けたもの。なお、作業員2名のうち1名は下請会社事業主である。
8	平成24年4月	その他の建設工事業 (20歳代～50歳代) 不休6名	建物の床面の塗装作業において、準備作業として、発電機を1台持ち込んで研削機を用いて既存塗装の撤去作業を行っていた。途中で電気容量が不足したため、発電機を1台追加して2台稼働して作業していたところ、6名共一酸化炭素中毒になったもの。
9	平成24年5月	上下水道工事工事業 (60歳代・休業10日)	下水道工事において、人孔内部でヒューム管先端のはつり作業を2人1組で行っていた。内燃式エンジンカッターによりヒューム管を切断していた被災者が、作業を止めて地上に向かって人孔内ステップを昇り始めたところ、意識がもうろうとして下から3段目位から滑り落ちた。直ぐに、地上のマンホール脇で作業を見ていた相方など5人でロープを使い地上部に引っ張り上げ、救急車で病院に搬送された。診断名は一酸化炭素中毒であった。
10	平成24年5月	上下水道工事工事業 (50歳代～60歳代) 休業2日 3名	下水道幹線整備工事において、到達立坑に設置してある水中ポンプの給油と排水状況の確認作業を行っていたところ具合が悪くなったもの。
11	平成24年9月	その他の建築工事業 (50歳代・休業3日)	手洗所の改修工事において、二重床のスラブ解体作業をガソリン式油圧ブレーカーを用いて作業を行っていたところ、作業員1名が頭痛及び呼吸困難となり救急車で病院に搬送され、一酸化炭素中毒と診断されたもの。被災者は発見された日の前日及び発見された日の当日は単独作業で、階段壁に模様をつける作業を行っていた。被災者が倒れていた箇所には、燃料が空となったエンジン式コンプレッサーが置かれていた。
12	平成24年12月	その他の建築工事業 (30歳代・死亡)	5階建マンションの階段室1階(共用内部階段)において、当該箇所の塗装作業を請負っていた塗装会社の労働者が床に倒れているところを発見された。その後死亡が確認され、一酸化炭素中毒の所見であったもの。被災者は発見された日の前日及び発見された日の当日は単独作業で、階段壁に模様をつける作業を行っていた。被災者が倒れていた箇所には、燃料が空となったエンジン式コンプレッサーが置かれていた。
13	平成24年12月	その他の建築工事業 (20歳代・休業1日)	ビル解体工事現場において、屋内の電気用配管の切断を溶断機を用いて行ったところ、当該配管を溶断した際に発生した溶融金属の粒(火玉)が配管内部を伝って地下の石綿集積所まで落下し、当該集積所内にあった石綿産廃袋に引火して火災が発生したため、石綿除去業者(1次及び2次業者)と元請で初期消火活動を行っていたところ、2次下請けの被災者が当該火災の初期消火活動中に煙を吸い込み被災したものの。
14	平成25年3月	鉄骨・鉄筋コンクリート造 家屋建築工事業 (30歳代・休業1日)	被災者は地下2階に設けられたピット内で、流動化処理土の土留型枠の組立てに用いられるアングル材をアーク溶接する作業を16時40分頃に行っていたところ、17時10分頃気分が悪くなり、自力でピットから脱出した。病院において検査を受けたところ、一酸化炭素中毒と診断されたもの。
15	平成25年4月	木造家屋建築工事業 (60歳代・休業32日)	低層木造住宅の地盤改良工事現場において、室内で発電機を用い杭打機により、単管パイプを埋め込む作業を行っていたところ、単管パイプを5～6本打ち終わった頃、被災者は体調が悪くなったのを感じたため、救急車で病院に搬送されたもの。
16	平成25年5月	その他の建築工事業 (30歳代・休業5日)	店舗改装工事における、店舗内の作業エリアにおいて、土間コンクリートを道路カッターで切断していたところ、送風機を使用していたものの、気分が悪くなったもの。作業エリアから出たが体調が良ならず、意識を失ったため、病院に搬送されたもの。
17	平成25年7月	その他の土木工事業 (20歳代・30歳代 2名死亡)	被災者は解体中のアパートの1室において、昼食時、台所付近に置いた可搬式の発電機(燃料:ガソリン)にエアコンを接続し、エアコンを稼働させ、休憩していた。午後4時頃、下請の労働者が排気ガスのような臭いのする同室内において、横たわっている被災者らを発見し、声を掛けたが、反応しなかったため、病院に搬送されたもの。病院において死亡が確認された。